



暑中お見舞い
申し上げます

税務と経営

編集 発行人
税 理 士

三 木 泰

事務所 〒597-0071
貝塚市加神1-11-17
TEL 072(431)1644

◆ 8月の税務と労務

8月

(英月) AUGUST

11日・山の日 12日・振替休日

- 国 税 / 7月分源泉所得税の納付 8月13日
- 国 税 / 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 9月2日
- 国 税 / 12月決算法人の中間申告 9月2日
- 国 税 / 9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 9月2日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告 9月2日
- 地方税 / 個人事業税第1期分の納付
都道府県の条例で定める日
- 地方税 / 個人住民税第2期分の納付
市町村の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31



臨時免税店制度 消費税免税店の許可を受けている事業者が、あらかじめ納税地の税務署長の承認を受け、出店前日までに具体的な場所や期間の届出を行うことで、地域のお祭りや商店街のイベントなどに出店する場合に通常の免税店とみなして免税販売ができる制度。外国人旅行者への販売機会を増やすため本年7月1日から施行されました。



マネーロンダリング

マネーロンダリングとは

麻薬取引や脱税などのような犯罪によって得られた資金を、資金の出所をわからなくするために他人名義や架空の金融機関口座などを転々とさせる行為を、マネーロンダリングといい、日本語では「資金洗浄」と訳されます。

マネーロンダリングを放置しておく、犯罪で得られた収益が新たな犯罪活動に使われることになり、犯罪組織が合法的な経済活動に支配力を及ぼすことにつながるため、国内はもちろんのこと、国際的にもマネーロンダリングを防止することは重要な課題になっています。

疑わしい取引の届出制度

マネーロンダリングやその前提犯罪の捜査に役立てるため、犯罪収益移転防止法には「疑わしい取引の届出制度」があります。金融機関等で、本人確認書類の提示を拒んだり、不明瞭な情報の提供、架空名義口座や借名口座の開設など、様々な行為が、疑わしい取引として挙げられています。

疑わしい取引が発生した場合は、文書により金融監督庁長官官房総務課特定金融情報室に届け出をします。この制度の対象は、銀行や信用金庫はもちろん、保険会社や貸金業者、仮想通貨

交換業者なども含まれます。

国際的な動向

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約が昭和63年12月に採択されました。この条約では各国に対して、薬物犯罪による収益をマネーロンダリングすることについて、犯罪化することを義務付けています。そして平成2年には、金融活動作業部会(FATF)によって、マネーロンダリング対策に関する40の勧告が提言されました。40の勧告は、現在190以上の国と地域に適用されています。

FATF

40の提言を行ったFATFは、マネーロンダリングやテロ資金供与に対する対策の国際基準作りを行うために、平成元年のG7アルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された組織です。平成29年8月現在、35の国と地域に加え欧州委員会(EC)と湾岸協力理事会(GCC)の2つの地域機関が加盟しています。

FATFは、金融機関などの現場において、マネーロンダリングやテロ資金供与に対する有効な対策が行われているかを審査する役割も担っています。

日本での対策

金融庁は昨年、「マネー

ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定・公表しました。このガイドラインでは、マネーロンダリングやテロ資金供与に対する対策の基本的な考え方や、管理体制などについて明らかにしています。

また金融機関などでは、マネーロンダリングやテロ資金供与の手法がより複雑化・高度化していることから、営業現場で有効に防止することができるように、対応が進められています。

多額の現金や小切手による取引や、短期間のうちに頻繁に取引などが行われる場合は、その金融機関の判断によって、本人確認書類の提示だけではなく、取引内容や取引目的について追加的な確認を受けることがあります。また、取引を行う目的について書面などによる確認が求められたり、過去に確認が行われた事項について再度確認を求められたりする場合があります。そして、利用する金融機関や行う取引内容の違いによって、異なる資料の提出や質問への回答を求められる可能性があります。同一金融機関で同一の取引を行う場合でも、利用者によって求められる資料や質問などが異なることもあるようです。

平成21年5月に裁判員制度が始まって、今年で10年目を迎えます。このほど、裁判員裁判の実施状況についての検証報告がされました。

裁判員制度とは

裁判員制度は、殺人や放火といった重大な刑事事件の裁判について、3名の裁判官と国民から選出された6名の裁判員が公判に立ち会い、評議を行って判決を決める制度です。

裁判員制度の導入当初から、裁判員に選ばれた人について物心ともに負担が大きいというデメリットがあることや、裁判員自身の個人情報保護が課題であると指摘されていました。

今回、裁判員制度が10周年を迎えることから、これまでの成果と課題を総括し、さらなる運用改善に取り組む必要があるため、平成30年12月までのデータを分析した報告書が、最高裁判所事務総局から公表されました。

制度に対する国民の受け止め方

裁判員経験者に対するアンケートによると、裁判員に参加したことについて「非常によい経験」または「よい経験」と回答した人は、制度が開始された平成21年から一貫して95%を超えていました。これは、審理実日数が30日以上長期審理事件を担当した裁判員経験者に絞っても、良い経験であったと評価していました。



また平成30年のアンケートによると、裁判員に選ばれる前の気持ちとして「あまりやりたくなかった」や「やりたくなかった」、「考えていなかった」といった裁判員となることに消極的な回答をした人が約60%いましたが、参加後には約97%の人が「よい経験」と回答しています。これらのことからこの報告書では、裁判員制度が多く国民に肯定的に受け止められてきたと評価しています。

選任状況

10年間で1万1,000件を超える裁判員裁判が実施され、約8万9,000人が裁判員や補充裁判員として刑事裁判に参加しました。

裁判員の構成をみると、お勤めの方が50%を超えており、次いでパート・アルバイトや専業主婦・主夫となっています。国勢調査の結果と比べると、お勤めの方の割合がやや高く、60

代以上の方や女性の方の割合が比較的低い傾向にありました。

個別の事件において選任された裁判員候補者のうち、辞退が認められた人の割合(辞退率)は、平成24年は61.6%だったものが平成29年には66.0%に上昇しています。また、裁判員の選任手続期日への出席を求められた裁判員候補者のうち実際に出席した人の割合(出席率)は、平成24年は76.1%だったのが平成29年には63.9%に低下しています。

辞退率の上昇と出席率の低下の原因について外部業者の分析によると、①審理予定日数が増加傾向にあること、②雇用情勢の変化、③高齢化の進展、④裁判員裁判に対する国民の関心の低下が挙げられました。

成果と課題

裁判員制度が導入されたことで、起訴されてから早期に打ち合わせが行われたり、証拠整理の必要性が意識されたりといった成果がありました。控訴審では、裁判員制度が導入される前よりも第一審の裁判が尊重されるようになり、また裁判員裁判以外の事件についても、裁判員裁判での取り組みを活かした運用改善の動きがみられるといった効果が認められました。

今後の課題としては、公判前整理手続きの長期化傾向が続いていることや、専門家が裁判員の感覚を理解していくことが必要であることなどが指摘されています。

パーキンソン病

パーキンソン病は、脳の異常のために身体の動きに障害があらわれる病気です。代表的な症状としては、歩く速度が遅くなったり、腕や足を動かそうとすると関節が“カクカク”するような抵抗が感じられたりといった症状が挙げられます。高齢になるほどパーキンソン病を発症する割合は増えますが、40歳以下で発症することもあり、「若年性パーキンソン病」と呼んでいます。

体を動かすとき、脳の脳皮質から全身の筋肉に運動の指令が伝わります。このときに重要なのが、神経伝達物質である「ドーパミン」です。パーキンソン病になると、ドーパミンが体内で十分に作られなくなり、その結果、運動の指令が全身にうまく伝わらなくなるため、身体の動きに障害があらわれるようになります。

パーキンソン病の症状の程度をあらわす

ものとして「ホーン&ヤール重症度」があります。ホーン&ヤール重症度は、パーキンソン病の症状を1度から5度までの5段階に分類しています。1度は、障害が身体の片側のみにあらわれており、日常生活にはほとんど影響がありません。これが5度になると、日常生活は全て介助が必要で、車椅子での生活やベッドで寝たきりになります。以前は、パーキンソン病を発症すると10年後には寝たきりになる、といわれていました。しかし、現在は効果的な治療薬があり、発症しても長い間、良い状態を保つこともできるようになりました。

パーキンソン病を発症すると、ドーパミンを作る機能だけではなく、中枢神経や自律神経もダメージを受けます。そのため、抑うつや幻覚を伴うことや、便秘や頻尿といった症状があらわれることもあります。また、高齢で重度の患者さんになると、認知症を発症することもあるようです。

特設注意市場銘柄

有価証券報告書などに虚偽の記載をした場合や監査報告書などで不適正意見が出されるなど、上場廃止基準に抵触するおそれがあったものの、上場廃止に至らなかった銘柄のうち、内部管理体制などを改善する必要性が高いと判断されたものを「特設注意市場銘柄」といいます。特設注意市場銘柄は、証券取引所が指定します。

特設注意市場銘柄の指定を受けた企業は、指定を受けてから一年経過後に内部管理体制の状況などについて記載した「内部管理体制確認書」の提出が義務付けられます。そして、内部管理体制が改善されたと判断されると指定が解除され、通常の取引銘柄に戻ります。逆に、改善の見込がないと取引所が認める場合や、指定を受けてから一年六ヶ月以内に改善がされなかった場合は、上場廃止となります。

ロヒンギャ

ロヒンギャとは、主にミャンマー西部ラカイン州に住むイスラム系少数民族です。彼らは国籍を持たず、1990年代から差別と激しい迫害に苦しめられています。

ミャンマーは、国民の大多数が仏教徒であり、イスラム教徒であるロヒンギャを自国民と認めていません。平成29年にミャンマー政府軍とロヒンギャの武装組織との衝突が起こり、ロヒンギャの人々が隣国のバングラデシュへ避難しました。その数は、昨年5月時点で実に70万人を超え、その後も毎日数千人から1万人以上の人々が避難しています。難民キャンプでの受け入れは既に限界を超えており、大雨による洪水の影響で衛生環境が悪化するなど、厳しい状況に追い詰められています。

国連UNHCR協会では、シェルターや毛布、防水シートなどの援助物資の提供や、ヘルスセンターの増設、コレラの予防接種などの支援を続けています。